



複写無効

様式第4号(第5条関係)

一般廃棄物再生輸送業指定証

住 所 高槻市紺屋町3番1-326号

氏 名 都市クリエイト株式会社

代表取締役 前田晋二

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、次のとおり指定したことを証する。

平成26年 9月 1日

島本町長 川口 裕



指定年月日	平成26年 9月 1日
指定番号	第1号
事業の範囲	事業の種類 再生輸送(積替え保管を除く。)
	取り扱う一般廃棄物の種類 木くず
指定期間	平成26年9月1日から平成31年8月31日
指定の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に規定する一般廃棄物の処理基準を遵守すること。 伏見クリエイト株式会社までの輸送業務に限定する。